

令和7年度 学校給食費無償化事業

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、本年2月および3月分の小中学校の給食費について支援を行います。

本市在住の児童生徒で次のいずれかの要件を満たす方

対象者

- ① 市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けている児童生徒
- ② 市立小中学校に在籍し、アレルギーなどの理由により自ら昼食を持参している児童生徒
- ③ 市立以外の小中学校（特別支援学校などを含む）に在籍する児童生徒

支援の内容

- ① 給食費を免除（申請不要）
- ②③ 給食費相当額の補助金を支給（上限額：1万円）
※2月頃に案内書類をお送りします。



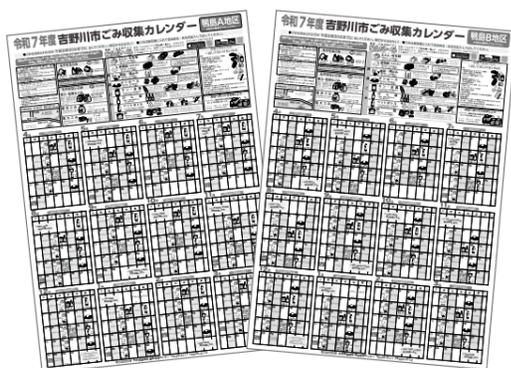
●問い合わせ ◇給食費無償化について
学校給食センター ☎25-3232 FAX25-9393
 ◇補助金について
教育総務課 ☎22-2272 FAX22-2270

令和8年度ごみ収集カレンダー配布のお知らせ

令和8年度のごみ収集カレンダーを配布します。自治会に加入されている世帯には、3月11日(水)に発送される自治会回覧に同封してお届けします。

また、自治会に未加入の方は、3月11日(水)から、市役所、川島支所、山川支所、美郷支所の窓口にて備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。なお、郵送による配布は原則行っていません。(広報誌の送付を受けている方を除く)

ごみ収集カレンダーは、地域の清掃活動に欠かせない大切な情報が掲載されていますので、ぜひ確認してください。



昨年度の一部見本

●問い合わせ **運転管理センター** ☎25-2111 FAX25-2112

「書かない窓口」システムを導入します！

令和8年3月下旬に、市役所本館1階市民生活課窓口および各支所窓口に「書かない窓口」システムを導入します。

「書かない窓口」で窓口の手続きがどう変わるの？

→「書く」から「話す」そして「確認して署名する」手続きへ



これまでの窓口での手続きでは、引越しや結婚、出生などのライフイベントに関連するたくさんの申請書類に、氏名、住所、生年月日などを何度も記入する必要がありました。しかし、「書かない窓口」の導入により、手続きが以下のように変わります。

【これからの「書かない」窓口での変更点】

変更点①

☑ 手続きの簡略化：基本情報を自動入力

- マイナンバーカードや住民登録情報を活用し、氏名、住所、生年月日などの基本情報を手続き書類に自動入力します。
- 職員がヒアリングを行い、用件を確認した上で、聞き取った情報をシステムに入力し、手続き書類の作成をサポートします。

変更点②

☑ 確認後に署名して手続き完了

- システムや職員が作成した手続き書類（申請書など）の内容を画面や印刷された用紙で確認し、相違がなければ署名して手続きが完了します。

変更点③

☑ 複数の課にまたがる手続きがスムーズに

- 「転入」など住民異動に関する手続きは、複数の課にまたがる場合があります。その場合、最初に手続きを行う市民生活課や支所で、必要情報をまとめた一覧表がシステムによって作成されます。また同時に聞き取り情報も引き継がれますので、市民の皆さんは手続きを行う際に、その一覧表を各課に持参することで、用件を繰り返し伝えたり、何度も同じ内容を記入する手間が無くなり、効率的に手続きを進めることができます。

※今回導入する「書かない窓口」は、窓口で行う全ての手続きが対象ではありませんが、今後、順次対象業務を拡大していく予定です。

※窓口の混雑状況などによっては、従来どおり書類に記入をお願いする場合があります。

●問い合わせ
デジタル推進課 ☎22-2234 FAX22-2244
市民生活課 ☎22-2210 FAX22-2245

